

1 総則

(1) 件名

長浜市総合計画策定支援委託業務

(2) 業務目的

本市のまちづくりを進めるうえで、長期的な展望に立った「めざすまちの姿」を明らかにし、その実現に向けて、総合的かつ計画的に行政運営を行うための指針として、平成29年度を初年度とする「長浜市総合計画」を策定しましたが、その計画期間が令和8年度末をもって終了することから、令和9年度を始期とする次期「長浜市総合計画」（以下「計画」とする。）を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務の内容

業務の内容は、計画策定の目的に応じ、基礎調査の実施、各種情報の収集・整理及び分析、各種会議等の運営支援等を行い、その結果に基づき計画の策定を支援するもので、業務の概要は次のとおりとする。現時点での本市計画の策定方針は、別添1「長浜市総合計画の策定方針について」を参照のこと。ただし、策定に必要と思われる事項を列記したものであり、プロポーザル実施により決定した受注者の企画提案又は長浜市総合計画審議会若しくは庁内会議等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合はある。

① 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、2か年の業務全体の構想を持った上で、合理的かつ能率的な工程別の業務実施計画を立案及び作成するものとする。

② 分析業務

(ア) 将来の社会経済動向変化による本市への影響分析

- ・全国的に急速に進む人口減少、少子化の状況にどのように立ち向かっていくのかが本市の喫緊の課題であり、市政最大のテーマである。本市の人口動態や産業別生産額等の各分野の主要データ、その他本市が提供する資料を整理するとともに、将来の見直しを行い、予測される長期的な行政課題の抽出・検討を行い、報告すること。
- ・新たに作成する計画（基本構想）については、バックキャスティングでの策定を予定している。2040年問題やSociety 5.0などに対する社会の動きは十分に理解した上で、国県等の動向も含めて、随時最新の情報収集し、本市に影響を与えるものについて情報提供に努めること。

(イ) 類似団体との比較

類似団体との比較による本市の強み及び弱みの分析を行うとともに、他市が取り組んでいる先進事例を調査し、報告すること。

③ 計画案作成支援業務

(ア) 計画策定にあたっての研修の実施

バックキャスティングでの策定を予定しているため、各部署の職員及びワーキンググループメンバー向けに研修会を行う。

(イ) 庁内各部署の持つ課題及び政策の方向性の抽出、検証及び報告

本市が実施する庁内各部署とのヒアリング結果に基づき、課題及び政策の方向性を抽出、整理し、その内容を検証し、報告する。

(ウ) 計画書（基本構想）本編の作成

計画書本編の作成を支援する。

- ・計画書における文章及びグラフや表の構成等について提案・校正・助言すること。
- ・社会的潮流や人口推移等のデータの分析及び収集、計画に反映させるデータの提案
- ・わかりやすく見やすい計画書とするため、レイアウトやデザインを工夫するとともに、図表、地図、イラスト、概念図、写真を盛り込み、視覚的効果を高めた印刷用原稿（フルカラー）を作成する。50ページ程度を想定する。

(エ) 計画書（基本構想）概要版の作成

計画書概要版の作成を支援する。

- ・市民等に対してわかりやすく、目にとまるものとなるよう、既成概念にとらわれず工夫し複数パターン提案すること。
- ・本市と協議の上、印刷用原稿（フルカラー）、10ページ程度を作成する。

④ 総合計画審議会の運営支援〔5回程度開催予定〕

附属機関として長浜市総合計画審議会を設置する。会議資料を作成するとともに、審議会に同席し、会議運営の補助、会議録の作成等を行うこと。

⑤ 総合計画策定委員会等の運営支援〔15回程度開催予定〕

庁内に総合計画策定委員会、同委員会幹事会及びワーキンググループを設置する。また、会議運営の補助、会議への同席（ワーキンググループに限る）、会議資料の作成等を行うこと。

⑥ パブリックコメント調査の実施

計画策定にあたり、広く市民への周知と意見聴取のため、パブリックコメント調査を実施することとし、それに必要な原稿作成、集計及び取りまとめを行うものとする。

⑦ 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果納入時に実施するものとする。ただし、必要に応じて適宜打合せ協議を行う場合がある。また、打合せ協議の内容は協議録としてとりまとめ、双方確認の上双方が保管することとする。

(2) 業務期間

令和7年6月16日から令和8年12月31日まで

3 成果品

成果品はすべて電子データ（PDF形式により電子記憶媒体に保存）で提出することとする。

- (1) 計画（基本構想）本編
- (2) 計画（基本構想）概要版
- (3) 将来の社会経済動向変化による本市への影響分析報告書
- (4) 類似団体との比較報告書
- (5) 庁内各部署の課題抽出及び政策の方向性に係る報告書

4 支払い

委託料の支払については、業務の完了をもって行う。

5 留意事項

(1) 実施体制

本業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。

長浜市からの問合せ等に対応できるように、契約締結後は、速やかに連絡体制を報告すること。

それぞれの業務の分担については、別添2「業務分担表」を参照のこと。

(2) 仕様変更

契約締結後、新たに確認又は発生した業務については、長浜市と受託者が協議を行い、誠意を持って対応すること。

(3) 秘密の保持等

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- ・本業務の中で作成された資料等については長浜市に帰属するものとする。
- ・業務の遂行のために長浜市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- ・受託者は、業務の処理を他者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により長浜市の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由のいかんを問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は長浜市の指示のもと、本業務終了日までに長浜市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、事務引継ぎを行うこと。

(5) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、長浜市と受託者が誠意をもって協議を行い、これの解決を図ること。

(別添1) 長浜市総合計画の策定方針について

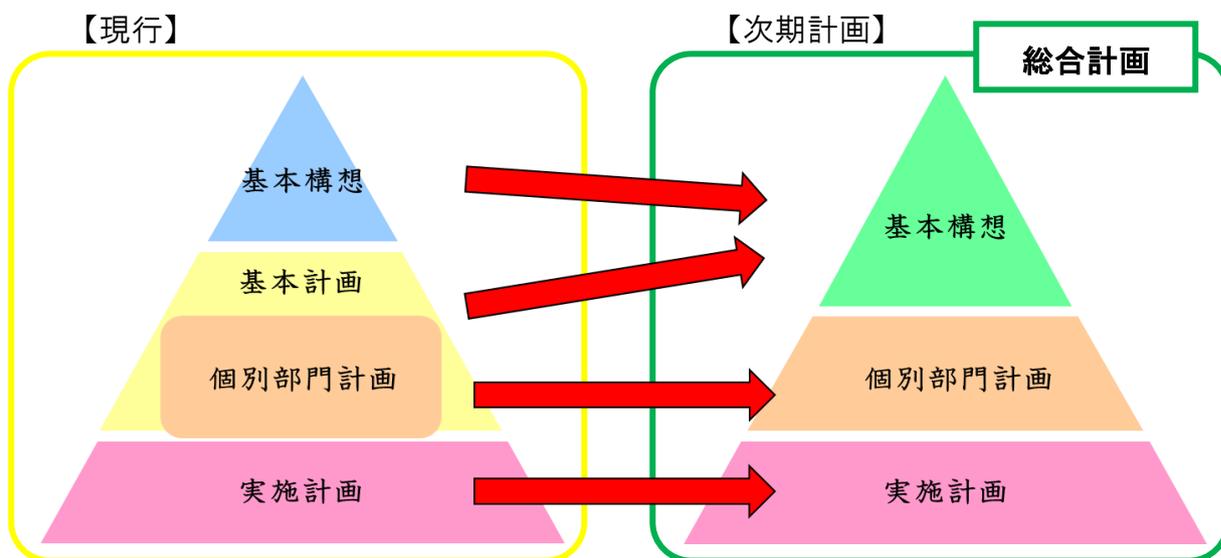
(令和7年2月総務教育常任委員会資料を一部加工)

1 策定趣旨

本市のまちづくりを進めるうえで、長期的な展望に立った「めざすまちの姿」を明らかにし、その実現に向けて、総合的かつ計画的に行政運営を行うための指針として、平成29年度を初年度とする「長浜市総合計画」を策定しましたが、その計画期間が令和8年度末をもって終了することから、令和9年度を始期とする次期「長浜市総合計画」を策定するものです。

2 策定方針

計画体系：総合計画は『基本構想』、『個別部門計画』、『実施計画』の3階層から構成します。



① 基本構想

- ・まちづくりにおいて、めざす将来都市像及び実現に向けて取り組んでいく政策を体系的に定めるものです。
- ・計画期間：令和9年度から令和20年度までの12年間
- ・構成(案)：「策定にあたって」、「めざすまちの姿」、「まちづくりの政策」、「構想実現に向けた行政の取組」等

② 個別部門計画

- ・既存や今後策定予定の部門計画において、それぞれの進捗・達成状況を評価するための目標指標を定めるものです。
- ・計画期間：個別部門計画による

③ 実施計画

- ・ 個別部門計画に掲げる目標を着実に達成するため、具体的な事務事業を示し、進捗管理を行うものです。
- ・ 計画期間：毎年度
- ・ 構成（案）：「事業概要」、「主な指標値」、「予算・決算」等

3 策定スケジュール

令和7年	2月	総務教育常任委員会	着手報告
	4月	長浜改革会議（総合計画審議会）	諮問
	～7月	長浜改革会議（各附属機関等）	
	～12月	長浜改革会議	基本構想 素案作成・審議
令和8年	1月	総務教育常任委員会	中間報告
	～3月	長浜改革会議	基本構想 案作成・審議
	4月	長浜改革会議（総合計画審議会）	答申
	5月	総務教育常任委員会	パブコメ前報告
	6～7月	パブリックコメントの実施	
	9月	定例月議会	基本構想 上程・審議・採決・策定
令和9年	3月	総合計画	策定

(別添2) 業務分担表

○：担当、●：支援

業務内容		受託者	長浜市	備考
(1) 計画準備				
	計画策定に係る業務実施計画の作成	○	●	
	必要となる資料の検討	○	●	
(2) 分析業務				
	人口ビジョンの策定（令和2年国勢調査を踏まえたもの）		○	令和6年度末策定済み
	その他、長浜市所有の必要資料の提供		○	
	社会経済動向による長浜市への影響分析	○		P D F形式で作成・報告
	類似団体との比較	○		P D F形式で作成・報告
(3) 計画案作成支援業務				
	研修の実施	○		バックカスティング的思考での政策形成手法について
	庁内各部署の持つ課題及び政策の方向性の抽出、検証、報告	●	○	
	計画書（基本構想）本編の作成	○	○	P D F形式（フルカラー・50ページ程度）で作成
	計画書（基本構想）概要版の作成	○	○	P D F形式（フルカラー・10ページ程度）で作成
(4) 総合計画審議会の運営支援				
	会議資料の作成	○	●	
	会議への出席	○	○	必要に応じて、受託者が作成した資料の説明を行う
	会議録の作成	○		
(5) 総合計画策定委員会等の運営支援				
	会議資料の作成	○	●	
	会議への出席	○	○	ワーキンググループのみ出席
	会議録の作成		○	
(6) パブリックコメント実施に対する支援				
	パブリックコメント実施に対する支援	●	○	
(7) 打合せ協議				
	打合せ資料の作成	○	●	業務着手時、中間時、成果納入時に実施
	打合せへの出席	○	○	オンライン開催可
	協議録の作成	○		